総合特別区域の進捗に係る事後評価［まちづくり等分野］

平成28年度

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年2月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.3＋4.7）／2＝4.5　**4.5**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	住民基本台帳人口	−27%	3
2	市政への満足度（バス・電車など公共交通機関）「満足である」又は「どちらかといえば満足」	119%	5
3	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合	100%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×2＋4×0＋3×1＋2×0＋1×0）／3＝4.3　**4.3**

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.7**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.7＋3.0＋4.3）／3＝4.0　**4.0**

ｉ） 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業
（事項）
・過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業
（概要）
・過疎地有償運送を行うNPO法人がマイクロバスのレンタカー事業を行う場合、マイクロバス以外の車両を使用した2年以上のレンタル事業の実績を有していなくても、レンタカー事業開業当初から他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスのレンタルを行うことが可能となった。
（規制所管府省（国土交通省）の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる。

専門家による評価の平均値　**4.7**

ⅱ） 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**3.0**

ⅲ） 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

4.7

・概ね妥当な取組の方向性と判断する。同様の課題に直面している全国各地を先導する取り組みとして、今後の成果に期待したい。
・マイクロバスレンタカー事業によるNPO法人の収益性向上に一定の効果があったことを高く評価したい。交流人口の増加をNPO法人の収益性拡大につなげていけるようなビジネスモデルの構築を、それを通じた移動・生活支援事業の充実・継続につなげられるとよい。
・地域により人口変動等の要因が異なる点について配慮すべきであったと思われる。
・現時点ではNPO等一部組織により、事業が担われている部分があるため、面的な広がりや、事業継続のサイクルを一層模索してゆく必要があると思われる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　4.7

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (4.5＋4.0＋4.7×2)／4＝4.5

4.5

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。